

カードローン保証委託約款に記載の個人信用情報機関は下記イ、ウです。また、下記ア、イ、ウは3機関で提携しています。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。

(ア) 全国銀行個人信用情報センター TEL 03-3214-5020 <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

(イ) 株式会社日本信用情報機構 TEL 0120-441-481 <http://www.jicc.co.jp/>

※ 2009年4月1日より、株式会社テラネットは、全国信用情報センター連合会の信用情報事業を承継し、株式会社日本信用情報機構に社名変更いたしました。

(ウ) 株式会社シー・アイ・シー TEL 0120-810-414 <http://www.cic.co.jp/>

カードローン規定

ジャパンネット銀行（以下「当社」といいます）とカードローン契約書（以下「契約書」といいます）にもとづくカードローン取引（以下「本取引」といいます）を行う場合は別途定める各取引規定によるほか、下記条項に同意したものと取り扱います。

第1条 取引方法

1. 本取引は、カードローン専用の当座貸越口座（以下「ローン口座」といいます）で行うものとし、ローン口座は当社に1口座のみ開設できます。
2. ローン口座では小切手・手形の振出しあるいは引受け、公共料金の自動支払いおよび給与込の指定等（いずれも別途約定のあるものを除く）は取り扱いできません。
3. お客さまは、第2条に規定する貸越極度額を超えない範囲で、繰返し本取引による借入ができます。ただし、お客さまが当社所定の年齢に達した後は、新規の借入はできません。
4. お客さまが当社の極度型ローン「クレジットライン」、「ネットキャッシング」または「借り入れおまとめローン」を申込み、当社がこれを承認した場合、お客さまは、当社所定の手続に従い、本契約を解約していただくものとします。この場合、第15条の規定が適用されます。
5. お客さまは、インターネットによる本取引に係る当座貸越、随時返済をご利用することができます。これらの取引には預金口座取引一般規定のインターネットによる取引に関する条項が準用されるものとします。

第2条 貸越極度額

貸越極度額は契約書記載の金額とします。この貸越極度額を超えて当座貸越を受けた場合も、この規定の各条項が適用されます。この場合、お客さまは当社から請求があり次第、直ちに極度額を超える金額をお支払いください。

第3条 契約期限

1. 本取引は、契約日の属する月の 2 年後の応答月の約定返済日を期限とし、契約期限までにお客さままたは当社から契約期限を延長しない旨の申出がないときは契約期限を 2 年延長することとし、以降も同様とします。
ただし、第 1 条第 3 項に則りお客さまが当社所定の年齢達した場合で、かつ本契約に基づく債務を全て完済している場合は、契約期限の到来をもって本契約は当然に終了するものとします。
2. 当社が契約期限延長に関する審査等のため資料の提出または報告を求めたときには、お客さまは、直ちにこれに応じてください。なお、お客さまの財産、収入等について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、お客さまは、当社からの請求がなくても当社に直ちに報告してください。
3. 第 1 項の規定により、お客さままたは当社から本契約の延長をしない旨の申出がなされた場合は、契約期限の到来をもって本契約は当然に終了し、次によることとします。
 - a. 契約期限満了日の翌日以降、お客さまは、本取引による当座貸越は受けられません。
 - b. お客さまは、契約期限満了日に本取引に基づく債務を完済するものとします。ただし、当社が特に認めたときは、お客さまは契約期限後であっても当社所定の方法により当該債務を返済することができるものとします。契約期限満了日以後も当該債務の完済までは、当該債務の返済につきなお本契約の規定が適用されるものとします。

第 4 条 貸越金利息等

1. 本取引による貸越金利息は、付利単位を 100 円とし、当社所定の利率・計算方法により計算します。
2. お客さまが当社に対する債務を履行しなかった場合の遅延損害金の割合は、年 14%とし、1 年を 365 日（うるう年は 366 日）の日割計算とします。
3. 金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、当社は、貸越利率および遅延損害金の割合を一般に行われる程度のものに引き上げまたは引き下げることができるものとします。この場合、変更後の内容は、当社所定のホームページに掲示することとします。

第 5 条 貸越利率の優遇に関する特約

1. 当社は、当社所定の適用基準により、貸越利率を優遇して引き下げすることができます。
2. 前項の場合、当社は、お客さまに通知することなくいつでもその優遇扱いを中止または優遇幅を減らすことができるものとします。

第 6 条 自動融資

1. お客さまは、当社所定の方法により利用の申込みをし、当社が認めた場合には、本取引において、返済用普通預金口座（以下「返済用口座」といいます）が当社所定の口座振替契約または当社所定の海外での ATM 利用による預金引出しを除く JNB Visa デビットの利用による出金のため資金不足となった場合、当社から貸越極度額の範囲内でその不足相当額を自動的に借入れるサービス（以下「自動融資」といいます）を利用することができます。
2. お客さまが自動融資を利用する場合、本契約の他の規定にかかわらず、暗証番号の入力および当社ホームページでの借入操作は不要とします。
3. 自動融資が利用された場合、当社は、貸付極度額の範囲内でその不足相当額をローン口座から自動的に出金し、返済用口座に入金することにより、貸付けを行います。本条に基づく融資も、本取引として本契約に基づき取り扱われるものとします。
4. 返済用口座に対して同日に複数件の口座振替の請求または JNB Visa デビットの利用があり、資金不足合計額が自動融資

のできる額を超えるときは、そのいずれの請求相当分を自動融資するかは、当社の任意とします。

5. 第1項に定める自動融資の対象となった出金に係る口座振替契約またはJNB Visa デビットの利用が取消された場合であっても、自動融資の効力に影響を与えないものとし、お客さまは、本契約に従って当該融資に係る金額を返済するものとします。

第7条 振込時自動借入

1. お客さまは、本取引において、返済用口座がお客さまの指示に基づく振込による出金のため資金不足となった場合、当社から貸越極度額の範囲内でその不足相当額を自動的に借入れるサービス（以下「振込時自動借入」といいます）を利用することができます。振込、振込予約、自動振込サービスにご利用いただけます。
2. お客さまが振込時自動借入を利用する場合、ワンタイムパスワードの入力等当社所定の操作が必要となります。
3. 前条第3項から第5項の規定は、振込時自動借入にも準用するものとします。

第8条 返済用口座の解約

返済用口座を解約する場合には、同時に本契約も解約されるものとします。この場合、お客さまは、直ちに本取引の貸越金残高全額を返済するとともに、当社所定の手続きを行うこととします。

第9条 約定返済ならびに利息支払い方法等

1. お客さまは、契約書記載の約定返済の日（以下「約定返済日」といいます）に、前月約定返済日（第1回目の場合は当初貸越日）から約定返済日前日までの貸越金残高に対して当社所定の利率および計算方法により算出した利息を次項に従い支払うこととします。
2. お客さまは、以下に定める残高スライド元利定額返済方式、元利定額返済方式のいずれかの返済方式により返済を行うものとし、この返済金額はまず前項の利息支払に充当し、残額を元本弁済に充当するものとします。なお、2014年3月6日以前に本契約を締結したお客さまには元利定額返済方式、2014年3月7日以降に本契約を締結したお客さまには残高スライド元利定額返済方式が適用されるものとします。

・残高スライド元利定額返済方式

約定返済日前日の貸越金残高が10万円以下の場合には3千円、貸越金残高が10万円を超え30万円以下の場合には6千円、貸越金残高が30万円を超え50万円以下の場合には1万円を元利金として返済するものとします。

ただし、約定返済日前日の貸越金残高と前項の利息の合計額がこれらの返済金額に満たない場合には、残元利金の合計額を返済金額とし、前項の利息がこれらの返済額を超える場合には、前項の利息を返済額とします。

・元利定額返済方式

貸越極度額が40万円以下の場合には貸越金残高にかかわらず毎月1万円、貸越極度額が50万円の場合には貸越金残高にかかわらず毎月2万円を元利金として返済するものとします。

ただし、約定返済日前日の貸越金残高と前項の利息の合計額がこれらの返済金額に満たない場合には、残元利金の合計額を返済金額とし、前項の利息がこれらの返済額を超える場合には、前項の利息を返済額とします。

3. 当社は、前項に定める各返済方式における返済金額を増額または減額することができるものとします。ただし、増額または減額する場合にはあらかじめその内容・変更日を当社所定のホームページに提示するかまたはお客さまに当社所定の方法により通知します。
4. お客さまが、当社所定の方法により第2項に定める返済方式の変更を申し込み、当社が当該申込みを承諾した場合、当該

承諾日以後最初に到来する返済日以降の返済につき、変更後の返済方式が適用されるものとします。ただし、返済を延滞されているお客さまは、返済方式の変更を申し込むことはできません。

5. 当社は、約定返済日に返済金額を返済用口座から自動的に引落とし、当社所定の順序で貸越の返済に充当します。お客さまは、毎月の約定返済日前日までに返済用口座の残高を当社所定の返済金額以上にしておいてください。
6. 約定返済日に返済用口座の残高が所定の返済金額に満たないため返済が遅延した場合、お客さまは、不足金額および遅延損害金相当額を直ちに返済用口座に入金するものとします。当社は、お客さまの入金を確認後いつでも返済用口座から遅延した返済金額および遅延損害金相当額を自動的に引き落とし、当社の任意の順序により貸越の返済および遅延損害金の支払いに充当することができるものとします。
7. 前項の手続きにおいて他の債権者による支払請求があった場合、または当社に対するほかの返済約定がある場合には、支払いまたは返済の順序については、当社の任意とします。

第10条 随時返済

1. 本取引に係る返済は、前条規定の約定返済によるほか、返済用口座に入金した後、パソコンまたはモバイル操作によってローン口座へ振替を行う方法によって行うことができます。
2. 前項の返済については、当社の定めるところにより取り扱うものとします。

第11条 カードローン契約手数料

1. 当社は、お客さまが本取引の利用を開始した後の初回約定返済日に、当社所定の契約手数料を返済用口座から自動的に引き落とします。
2. お客さまは、引落日前日までに返済用口座に所定の手数料金額以上の金額を入金してください。なお、この方法による当社の取扱により生ずるいっさいの責任は、お客さまが負担するものとします。

第12条 諸手数料

本取引に係る諸手数料は、当社が別途定めるものとします。

第13条 期限の利益の喪失

1. お客さまが次のいずれかに該当した場合は、当社からの通知、催告等がなくても、本契約によるいっさいの債務について期限の利益を失うものとし、直ちに債務を全額返済するものとします。
 - a. 当社に対する債務につき、当社所定の保証会社より保証の取消、解除の申出があったとき。
 - b. 約定返済を遅延し、当社から書面等により督促しても翌々月の約定返済日までに元利金(遅延損害金を含みます)を全額返済しなかったとき。
 - c. 支払の停止または破産、強制執行、競売、特定調停もしくは民事再生手続開始の申立があったとき、任意整理を開始したとき、または租税滞納処分を受けたとき。
 - d. 手形もしくは小切手の不渡、または銀行取引停止処分を受けたとき。
 - e. 仮差押、保全差押または差押の申立てがあったとき。
 - f. 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由によって当社にお客さまの所在が不明になったとき。
 - g. 相続の開始があったとき。
2. お客さまが次の各号の一つにでも該当した場合は、当社の請求によって、本契約によるいっさいの債務について期限の利

益を失うこととし、直ちに債務を全額返済するものとします。

- a. 本取引以外の当社ローン債務の一つでも期限の利益を喪失したとき。
 - b. 本規定その他当社との取引約定の一つにでも違反したとき。
 - c. 本取引に関し、当社に対し虚偽の資料提供または報告をしたことが判明したとき。
 - d. 当社および保証会社が再審査を行った結果、お客さまとの取引継続が適当と認められなかったとき。
 - e. 上記のほか、信用状態に著しい変化が生じるなど、元金(遅延損害金を含みます)の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。
3. 住所変更の届出を怠る等お客さまの責めに帰すべき事由により、前項の請求が延着しまたは到着しなかった場合には、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。
4. お客さまが本条の規定により期限の利益を失った場合、期限の利益喪失日をもって契約期限が満了したものとみなし、第3条第3項に準じて取り扱うものとします。
5. お客さまが本条の規定により期限の利益を失った場合、当社に開設している預金口座の入出金が禁止される等取引が制限されることがあります。

第14条 反社会的勢力の排除

1. お客さまは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - a. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - b. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - c. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - d. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - e. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - a. 暴力的な要求行為
 - b. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - d. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - e. その他前各号に準ずる行為
3. お客さまが、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当社の請求によって、お客さまは本取引によるいっさいの債務について期限の利益を失うこととし、直ちに債務を全額返済するものとします。
4. 前項の規定の適用により、お客さまに損害が生じた場合にも、当社になんらの請求をしないものとします。また、当社に損害が生じたときは、お客さまがその責任を負います。
5. 前条第3項から第5項までの規定は、本条にも準用するものとします。

第15条 本取引の制限、本契約の解約

1. 第13条第1項および第2項各号のいずれかの事由があるとき、または次に定める事由が発生する等当社が特に必要と認めるときは、当社は、お客さまへの通知・催告等なしに、本取引の一部または全部を制限し、または本契約を解約できるものとします。この場合、当社は、その旨を当社所定の方法によりお客さまに通知するものとします。
 - a. お客さまが本取引に基づく債務を完済した日より1年以上新たな借入をしなかったとき。
 - b. お客さまが本規定および当社所定の書類等を当社に提出しないとき。
 - c. お客さまが本規定の条項のいずれかに違反したとき。
 - d. お客さまが、前条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または前条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - e. 前各号のほか、お客さまの取引内容、外部信用情報等に基づき、当社が取引を継続することが不適切であると判断したとき。
2. お客さまは、当社所定の手続により本契約を解約することができます。
3. 前各項に従い当社またはお客さまにより本契約が解約された場合、解約の効力発生日を契約期間満了日とみなして第3条第3項の規定が準用されるものとします。

第16条 当社からの相殺

1. 当社は、お客さまが本取引による債務を履行しなければならない場合には、その債務とお客さまの預金その他の当社に対する債権とを、その債権の期限または債権額を指定する通貨の種類にかかわらず、いつでも相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。この場合、当社は、所定の手続きを省略してお客さまの預金等を払い戻し、お客さまの債務の弁済に充てた上で、事後的にお客さまに通知を送付することもできるものとします。
2. 前項により当社が相殺する場合、債権債務の利息および遅延損害金の計算については、その期間を相殺実行の日までとし、預金の利率については当社の定めによるものとします。
3. 第1項の相殺において、債権債務の表示通貨が異なるときに適用する外国為替相場は、相殺実行時点において当社が妥当と判断する実勢の外国為替レートとします。

第17条 借主からの相殺

1. お客さまは、支払期にある預金その他当社に対する債権と本取引による債務とを、その債務の支払期が未到来であっても相殺することができます。
2. 前項により相殺する場合には、相殺通知は書面により提出してください。
3. 第1項により相殺する場合における債権債務の利息および遅延損害金の計算については、その期間を相殺通知の到達の日までとし、預金の利率は当社の定めによるものとします。

第18条 充当の指定

1. 本取引による債務のほか当社に対するお客さまの他の債務がある場合に、当社から相殺するときは、当社は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺に充てるかを指定することができ、お客さまはその指定に対して異議を述べることはできません。
2. お客さまから返済または相殺する場合、その金額が債務全額を消滅させるに足りないときは、お客さまはどの債務の返済または相殺に充てるかを指定することができます。なお、お客さまがどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しな

ったときは、当社が指定することができ、お客さまはその指定に対して異議を述べることはできません。

3. 前項のお客さまによる指定により債務保全上支障が生じるおそれがあるときは、当社は、遅滞なく異議を述べられるものとし、この場合、当社は、前項にかかわらず、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短などを考慮して、当社の指定する順序方法により相殺することができます。
4. 当社が充当を指定する当社の債務については、その期限が到来したものとします。

第19条 危険負担・免責条項等

1. 契約書が事変・災害・輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合には当社の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を返済してください。なお、当社から請求があれば直ちに代り証書を差し入れてください。
2. 当社が、お客さまが諸届等に使用した印影もしくは署名を契約書の印影もしくは署名と照合し、またはお客さまが入力した暗証番号もしくはインターネット取引用のログイン ID、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードを当社の記録と照合し、相違ないと認めて取引したときは、これらにつき偽造、変造または盗用等の事故があっても、これらを使用・入力して行われた取引についてはお客さま本人が行ったものとみなし、当該事故によって生じた損害はお客さまの負担とし、当社は責任を負いません。

第20条 届出事項の変更

1. お客さまは、氏名、住所、電話番号、勤務先その他の届出事項に変更があったときは直ちにインターネットまたは書面により当社所定の手続きを行ってください。
2. 前項の届出を怠る等、お客さまの責めに帰すべき理由により当社からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到達しなかった場合には通常到達すべきときに到達したものとみなします。また、これらが未着で当社宛てに返電、返送された場合、当社は、通知または送付書類の送付を中止し、本取引の全部または一部を制限し、または本取引を解約できるものとします。

第21条 費用負担

本取引に関して当社の権利の行使もしくは保全に要した費用は、お客さまの負担とします。

第22条 報告および調査

1. お客さまの財産・職業・地位・経営・業況等について当社から請求があったときは、お客さまは、当該事項を直ちに報告し、また調査に応じてください。
2. 前項の事項について重大な変化が生じたとき、また生じるおそれのあるときには、お客さまは、当社からの請求がなくとも直ちに当社に報告してください。

第23条 成年後見人等の届出

1. 家庭裁判所の審判により、お客さまにつき補助・保佐・後見が開始されたとき、または任意後見監督人が選任されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を当社に書面で届け出てください。すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または、任意後見監督人の選任がされているときも同様とします。
2. 前項の届出事項に取消または変更が生じたときも、お客さまは、前項と同様に当社に届け出てください。
3. 前2項の届出前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

第24条 合意管轄

本取引に関する訴訟については、当社本店または本契約書記載の保証会社の本店を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第25条 保証会社の保証による場合の代位弁済

お客さまは、本債務を期限に返済できない場合または期限の利益を失った場合には、当社が保証会社より代位弁済を受けても異議を述べないものとします。なお、当社は、お客さまに対する通知等の手続きを省略することができるものとします。また、お客さまは、以後の返済を保証会社に対して行うものとします。

第26条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、預金口座取引一般規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社所定のインターネットホームページへの掲示により告知します。

第27条 本規定の改定

本規定の内容を変更する場合には、原則として変更日および変更内容を当社所定のインターネットホームページに相当期間掲示することにより告知したうえで変更するものとします。この場合、変更日以降は変更後の規定が適用されるものとします。

第28条 その他の特約条項

お客さまは、当社と保証会社が、相互の正当な業務遂行を図るうえで、両社がそれぞれ取得した信用情報機関の信用情報を除く、お客さまおよび保証人に関する信用状況および取引情報等の情報を、相互に利用することをあらかじめ承認します。

以上

カードローン保証委託約款

第1条（委託の範囲および契約の成立）

1. 私が貴社（保証会社）に保証を委託する債務の範囲は、貴社の保証により株式会社ジャパンネット銀行（以下銀行という）から融資を受けた額、借入利息、遅延損害金およびこれに付随する一切の債務を含むものとします。
2. 前項の保証は、貴社が保証を適当と認め、これに基づいて私が銀行と表記ローン取引を開始したときに成立するものとします。
3. 本委託契約の有効期間は、私が銀行と締結した金銭消費貸借契約または当座貸越契約に基づく融資期間とします。但し、当座貸越契約の融資期間を更新する場合には、その最終期限までとします。
4. 前記1項の保証内容は、この約款および私が銀行との間に締結している契約書の各条項によるものとします。

第2条（原債務の弁済）

貴社が保証したローン債務（以下原債務という）について、私はその支払期日に相違なく弁済し、貴社に一切負担をかけません。

第3条（担保）

1. 私は、貴社から担保の提供もしくは連帯保証人（以下保証人という）の徴求を要求されたときは、これに応じるものとします。
2. 保証人は、貴社の都合によって担保もしくは他の保証を変更解除されても異議ないものとします。

第4条（保証人）

1. 保証人は、私がこの契約によって貴社に対し負担する一切の債務について私と連帯して保証債務を負い、その履行については、この契約に従います。
2. 保証人は、私の貴社に対する債権をもって相殺はしません。
3. 保証人は、貴社が相当と認めるときは担保もしくは他の保証を変更、解除しても、免責を主張しません。
4. 保証人は、保証人がこの契約による保証債務を履行した場合、代位によって貴社から取得した権利について、私と貴社との間に、この契約による残債務または保証人が保証している他の契約による残債務がある場合は、貴社の同意がなければこれを行使しません。もし、貴社の請求があれば、その権利を貴社に無償で譲渡します。
5. 保証人が私と貴社との取引についてほかに保証をしている場合には、その保証はこの保証契約により変更されないものとします。またほかに限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。保証人が私と貴社との取引について、将来ほかに保証した場合にも同様とします。

第5条（費用の負担）

私および保証人は、貴社が保証にかかわる債権保全のために要した費用並びに求償権の保全、行使または担保の保全、処分
に要した費用を負担するものとします。この費用には訴訟費用および弁護士費用を含みます。

第6条（代位弁済）

1. 貴社が私および保証人に対して通知・催告なく保証債務を履行しても、私および保証人は異議ないものとします。

2. 私および保証人は、貴社が保証債務の弁済によって銀行が私に対して有する権利を代位して行使する場合には、私と銀行との間に締結した契約のほかにも、この約款の各条項を適用されても異議ないものとします。

第7条（求償権）

私および保証人は、貴社の私に対する下記各号に定める求償権およびその関連費用について弁済の責任を負い、遅延なく貴社に支払うものとします。

- (1) 前条による貴社の代位弁済額。
- (2) 貴社の弁済のために要した費用の総額。
- (3) 前記各号の金額に対し貴社が弁済した翌日から私および保証人が貴社に履行完了する日までの年 14.6%の割合（年 365 日の日割計算）による遅延損害金。
- (4) 貴社が私および保証人に対し前記各号の金額を請求するために要した費用の総額。

第8条（充当の指定）

私および保証人が、貴社に対してこの保証による求償債務のほかにも他の債務を負担しているとき、私の弁済金が債務総額を消滅させるに足りない場合は、貴社が適当と認める順序、方法により充当されても異議ないものとします。

第9条（求償権の事前行使）

1. 私または保証人が、下記の各号の一つにでも該当したときは、第6条による代位弁済前といえども貴社が予め求償権を行使しても私および保証人は異議ないものとします。
 - (1) 保全処分、強制執行、競売の申立または破産、民事再生もしくは特定調停等の申立があったとき。
 - (2) 公租公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (4) 私と銀行との間に締結した契約書の特定の一つにでも違反したとき。
 - (5) 私と貴社との間に締結した他の契約の一つにでも違反したとき。
 - (6) 貴社とのカード取引において会員資格を喪失したとき。
 - (7) その他債権保全のため必要と認められたとき。
 - (8) 私について相続の開始があったとき。
2. 貴社が前項により求償権を行使する場合には、私および保証人は、原債務に担保があると否とを問わず求償に応ずるものとし、原債務の免責請求や求償債務の賠償義務を免れるための供託もしくは担保の提供はいたしません。また私は、貴社が債権保全のため必要と認めるときは、直ちに貴社の承認する担保を差入れ、または連帯保証人を立てるものとします。

第10条（取引の中止）

1. 私が前条第1項各号の一つにでも該当したとき、その他保全を必要とする相当の事由が生じたときは、いつでも貴社はこの契約を中止し、または解約することができます。
2. 前項により貴社から中止または解約の通知を受けたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続きをとり、貴社には負担をかけません。

第11条（届出事項）

1. 私および保証人は、氏名、住所、電話番号、勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって貴社に届出をします。
2. 前項の届出を怠ったために、貴社からなされた通知または送付された書面等が延着しまたは到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとします。

第12条（調査および通知）

1. 私または保証人は、貴社から財産、職業、地位、経営、業況等についての説明もしくは書類帳簿の閲覧をもとめられたときは、協力するものとします。
2. 私または保証人は、前項の事項ならびに私または保証人の信用状態について重大な変動が生じ、または生ずるおそれのあるときは、直ちに貴社に通知し、その指示に従います。

第13条（公正証書の作成）

私および保証人は、貴社の請求があるときはいつでも公証人に委嘱して、この契約による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に関する一切の手続きをします。

第14条（成年後見人等の届け出）

1. 私および保証人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を貴社へ書面によって届け出ます。
2. 私および保証人は、家庭裁判所により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を貴社へ書面によって届け出ます。
3. 私および保証人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に貴社へ届け出ます。
4. 私および保証人は、前3項の届出事項に取り消しまたは変更等が生じた場合にも同様に貴社へ届け出ます。
5. 前4項の届け出の前に生じた損害については、貴社は責任を負わないものとします。

第15条（合意管轄）

私および保証人は、この契約に関する訴訟、調停および和解については、貴社の本支店（営業所も含む。）所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第16条（個人情報情報の収集・利用・提供および登録に関する同意）

私は、個人情報情報の収集・利用・提供および登録に関し、以下の取り扱いに同意いたします。

1. 本契約（本申込みを含む。以下同じ）に係る取引上の判断にあたり、私の支払能力の調査のため、貴社が加盟する個人情報情報機関および当該機関と提携する個人情報情報機関に照会し、私の個人情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、申込記録、契約日、契約の種類、極度額、支払い回数、利用残高、月々の支払い状況、延滞等の客観的情報。以下同じ）が登録されている場合には、それを利用すること。
2. 私の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報情報が、貴社の加盟する個人情報情報機関に下表に定める期間登録され、貴社が加盟する個人情報情報機関および、当該機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員により、私の支払能力に関する調査のため利用されること。（貴社が加盟する個人情報情報機関の名称・所在地・電話番号・登録さ

れる情報とその期間)

●名称：株式会社シー・アイ・シー

所在地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト

電話番号：0120-810-414

●名称：株式会社テラネット

所在地：〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1

電話番号：03-3258-1025

登録情報	登録の期間
本契約に係る申込みをした事実	貴社が個人信用情報に照会した日から 6 ヶ月以内
本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後 5 年以内
債務の支払いに延滞等の異動があった事実	延滞等の発生日より 5 年以内。但し、(株) シー・アイ・シーの場合は、契約期間中および契約終了日から 5 年間

第 17 条 (個人信用情報の開示・訂正・削除)

貴社が加盟する個人信用情報機関に登録されている自己の個人信用情報に係わる開示請求または当該情報に誤りがある場合の訂正・削除の申立は、個人信用情報機関の定める手続きによって行うこととします。

第 18 条 (契約の変更)

この約款の内容は、貴社と銀行との保証に関する契約書が改正されたときは、別段の定めがある場合を除き、これによって当然変更されるものとします。

第 19 条 (その他の特約条項)

私および保証人は、貴社と銀行（以下「両社」といいます。）が相互の正当な業務遂行を図るうえで、両社がそれぞれ取得した信用情報機関の信用情報を除く、私および保証人に関する信用状況および取引情報等の情報を、相互に利用することをあらかじめ承認します。

以上